

# 規制改革実施計画への 対応について

平成26年5月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

# 規制改革実施計画への対応状況

## ○保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大

規制改革の内容	実施時期	対応状況
経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。	措置済み	○「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)を发出
「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)发出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	25年度以降29年度まで毎年度措置	○平成25年4月現在の状況を調査(別添1参照) ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市 ○結果概要は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社・有限会社 474箇所(前年比 92箇所増)</li> <li>・ NPO法人 86箇所(前年比 1箇所増)</li> </ul>

## ○利用者のニーズに応えた保育拡充

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>5年間で認可保育所へ移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。</p>	<p>25年度に措置、29年度まで措置を行う。</p>	<p>○平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。</p> <p>○平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保。</p>
<p>保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。</p>	<p>25年度以降29年度まで毎年度措置</p>	<p>○平成25年10月現在の状況を調査(別添2参照)</p> <p>○調査対象:都道府県、指定都市、中核市、保育計画策定市区町(71自治体)の計180自治体</p> <p>○結果概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国と異なる基準を設けている自治体数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室の面積について 63自治体(約35%)</li> <li>・ ほふく室の面積について 27自治体(約15%)</li> <li>・ 保育士の配置について 66自治体(約37%) 等</li> </ul> </li> </ul> <p>(次ページへつづく)</p>

認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(類型別・複数回答あり)

類型	都道府県		指定都市		中核市		保育計画を策定する市区町		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	2	10.0%	7	16.7%	11	15.5%	20	11.1%
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	2	10.0%	5	11.9%	7	9.9%	14	7.8%
①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの	0	0.0%	2	10.0%	3	7.1%	1	1.4%	6	3.3%
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	4	20.0%	4	9.5%	6	8.5%	14	7.8%
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.8%	2	1.1%
③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	0	0.0%	4	9.5%	2	2.8%	6	3.3%
③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	5	25.0%	4	9.5%	9	12.7%	18	10.0%
③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%	1	1.4%	3	1.7%
④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	4	5.6%	5	2.8%
④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	0	0.0%	1	5.0%	1	2.4%	2	2.8%	4	2.2%
自治体別合計(複数回答あり)	0		17		30		45		92	

## ○保育の質の評価の拡充

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。</p>	<p>新制度の施行までに措置</p>	<p>○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とする方向で検討中。</p>
<p>保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。</p>	<p>新制度の施行までに検討・結論</p>	<p>○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第三者評価の受審を進めていくために、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとする方向で検討中。</p>

## ○保育士数の増加

規制改革の内容	実施時期	対応状況(別添3参照)
保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。	25年度中に検討・結論	○保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長。
保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る。	25年度中に検討・結論	○登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。 ○併せて、登録手続き中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるようにする。
保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。	25年度中に検討・結論	○保育士試験の年2回実施についてシミュレーションを行い検討した結果、年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。 ○したがって、保育士試験の年2回実施は見送ることとするが、保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。具体的には、一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための総合的な取組を行う。

## ○事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。</p>	<p>25年度中に検討・結論</p>	<p>○建築・消防に関する専門家等から構成された「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」を開催し、検討(25年12月、26年1月)。</p> <p>○3月末に検討会の取りまとめを行い、4階以上に保育室等を設置する場合には、現在認められている「屋外避難階段」だけでなく、「屋外傾斜路」、「特別避難階段に準じた屋内避難階段」(排煙設備等を有するもの)及び「特別避難階段」が新たに認められることとされた。</p>





項番	自治体名	保育所の設置主体別数(平成25年4月1日現在)										
		公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般財団法人等	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社、 有限会社	個人	その他	計
37	香川県	81	47			1	3					132
38	愛媛県	168	70		2	5				1		246
39	高知県	126	44				1			1		172
40	福岡県	136	329		3	5	9		1	9		492
41	佐賀県	47	158	1	1	15				1		223
42	長崎県	49	280			2	6		1			338
43	熊本県	123	311			1						435
44	大分県	59	146		2	4		2	1			214
45	宮崎県	60	213									273
46	鹿児島県	55	291			14	8	1				369
47	沖縄県	85	242			1		1				329
小計		8,079	8,108	1	46	383	115	59	199	93	15	17,098
1	札幌市	24	186		2	14			3	1	1	231
2	仙台市	47	60		1	10	5		9	3		135
3	さいたま市	61	74		1	3		1	3	1	2	146
4	千葉市	60	42	1		7		1	12			123
5	横浜市	90	277		6	20	7	17	152	11		580
6	川崎市	72	72		2	5	1	4	65			221
7	相模原市	25	60				1			1		87
8	新潟市	88	114		4	11				1		218
9	静岡市	45	54			1	1			3		104
10	浜松市	22	62			2			1			87
11	名古屋市	120	171		2	2	32	2		16		345
12	京都市	26	198				26			4		254
13	大阪市	124	246		8	10	7					395
14	堺市	20	85			4			1			110
15	神戸市	61	130			2	9		3	1		206
16	岡山市	53	61	1	3		1					119
17	広島市	89	69	1	2	9	4		7	3	1	185
18	北九州市	28	129		3							160
19	福岡市	10	167			9	4	1				191
20	熊本市	23	128			3						154
小計		1,088	2,385	3	34	112	98	26	256	45	4	4,051
1	旭川市	4	49		1	3	1					58
2	函館市	5	37		1	3	1					47
3	青森市	0	85		1						1	87
4	盛岡市	14	40			6			2			62
5	秋田市	12	36		1	5						54

項番	自治体名	保育所の設置主体別数(平成25年4月1日現在)										
		公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般財団法人等	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社、 有限会社	個人	その他	計
6	郡山市	25	7		1	2			3			38
7	いわき市	32	24			3						59
8	宇都宮市	13	60			5			1			79
9	前橋市	18	41			1						60
10	高崎市	21	58		1	3	1					84
11	川越市	20	20									40
12	柏市	23	14			2			4		1	44
13	船橋市	27	37		3	3					1	71
14	横須賀市	11	21						9			41
15	富山市	44	41		1	1						87
16	金沢市	13	98									111
17	長野市	42	33		1	4	2				2	84
18	岐阜市	20	22			1				3		46
19	豊橋市	5	50			2						57
20	豊田市	46	13									59
21	岡崎市	35	18									53
22	大津市	14	38		1							53
23	高槻市	14	30			1						45
24	東大阪市	14	51					1				66
25	豊中市	19	21			12	2					54
26	西宮市	23	29			2	2					56
27	姫路市	32	48				3			1		84
28	尼崎市	28	52				1					81
29	奈良市	19	24				1					44
30	和歌山市	22	33		1					1		57
31	倉敷市	23	66									89
32	福山市	55	57			1	1					114
33	下関市	23	27							4		56
34	高松市	37	37				2					76
35	松山市	27	31		1	4	3					66
36	高知市	25	58		1					1		85
37	久留米市	12	55			7	1					75
38	長崎市	9	78		1	11	4					103
39	大分市	14	51									65
40	宮崎市	6	109			1	1				1	118
41	鹿児島市	11	87			10	3					111
42	那覇市	9	61									70
小計		866	1,847	0	16	93	31	1	19	10	6	2,889
合計		10,033	12,340	4	96	588	244	86	474	148	25	24,038

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

	国	区分	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		・北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) ・北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	青森県児童福祉法施行条例(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定) 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月19日制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	・国と同じ ・乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0～1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児室を利用する乳児等(乳児又は満2歳に満たない幼児)1.65㎡/人以上	
		ほふく室(3.3㎡/人)	・国と同じ ・乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0～1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほふく室を利用する乳児等(乳児又は満2歳に満たない幼児)3.3㎡/人以上	
		医務室、調理室、便所	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	・参酌基準 ・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	満2歳以上の幼児1.98㎡/人以上
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	・従うべき基準 ・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所 保育に必要な用具	・国と同じ ・参酌基準 ・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室を必置 国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	・標準	・対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	・参酌基準	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	・参酌基準	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	・従うべき基準	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育所の長を必置	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1、2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	・参酌基準	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	原則8時間	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	・従うべき基準	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	・従うべき基準	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	・参酌基準	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・非常災害対策 ・事故発生時の対応	特になし	特になし	暴力団の排除、関係機関との連携	事故発生時の対応	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		・該当なし	-	該当なし	特になし	該当なし	

	国	区分	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日山形県条例第64号)	福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第87号)	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月11日栃木県条例第27号)	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年4月1日制定)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3. 3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	3. 3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国に同じ	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、外部搬入を行う場合でも、できる限り自園で調理したものを提供するよう努める
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国に同じ	乳児を入所させる保育所にあつては、保健師または看護師を配置するよう努める	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国に同じ	国に同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間30:1、長時間20:1 4歳以上児 短時間長時間ともに30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	人権の擁護に関する措置	国と同じ
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		防災計画等の策定を義務規定とし、市町村との連携を設けた。	・関係機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子どもや保護者の支援に努める ・非常災害に関する具体的計画について、施設の置かれた状況により災害の態様ごとに立てる	災害時に備えた食品や医薬品等の備蓄、地域住民や他の社会福祉施設等との連携・協力体制の構築について、努力義務として規定。	非常災害対策	【総則】 ・非常時における協力体制を確保するため地域住民との連携を図るよう努める ・児童の食育に努める
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分節) ①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の業績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		該当なし	該当なし	特になし	-	該当なし	

	国	区分	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号。平成24年12月制定。平成25年4月施行)	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	1歳児3.3㎡/人		国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	2歳児以上を入所させる保育所に医務室設置を努力義務化。
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	1歳児2.5㎡/人	該当地域あり(基準無し)	2歳未満児2.5㎡/人(16区11市)	該当地域あり(国と同じ)	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	・嘱託歯科医の配置を努力義務化。	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	原則保育時間8時間、開所時間11時間	保育時間は国と同じ。開所時間は原則としておおむね11時間。	国と同じ(加えて保育所の開所時間は11時間を原則とする)	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	「国籍」、「信条」等のこれまでの平等原則に、「性別」と「障害の有無」を追加。	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		調乳室(0歳児)、沐浴室(0、1歳児)の設置 保育所による子育て支援に努める 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	特になし	特になし	国と同じ	・「非常災害に関する具体的計画」を「当該児童福祉施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画」とし、災害ごとの計画を規定した。(省令第6条関係) ・暴力団等の排除を規定。(規定なし) ・食品の原材料の産地、その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供について規定を設けた。(省令第11条関係)	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分節)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めらるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの		該当なし	-	-	-	特になし	

国		区分	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月12日制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年12月制定)	児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定) 長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月制定)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	給食の外部搬入における食育に関する計画の公表に努める。	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食の安全・安心確保に必要な措置を講じ、地産地消に取り組むものとする。	国と同じ
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	○人権擁護・虐待防止(努力義務規定) ・人権擁護・虐待防止に必要な体制整備および研修の実施	国と同じ	国と同じ
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		省令第6条第1項の非常災害について、例示・明確化 省令第14条の3第2項の苦情解決に当たっての第三者関与の規定に保育所を追加 薬品同等の排除を規定	・地域の子育てを支援するため、県で実施するマイ保育園登録事業の取り組みや子育て支援コーディネーターによる子育て支援プランの作成を努力義務化(保育所のみ) ・非常災害発生時における入所者の安全確保のための施設防災計画の策定を義務化 ・入所者に対する虐待防止のための責任者の配置及び職員に対する研修実施を努力義務化 ・入所者の処遇に関する記録等の文書の保存期間を5年間と規定	○非常災害対応(義務規定) ・非常災害に必要な設備の設置、災害種別毎の具体的な計画の策定、関係機関との連絡体制の整備 ○事故発生時の対応(義務規定) ・事故発生時の関係機関への連絡および必要な措置、事故状況および処置の記録、速やかな損害賠償	非常災害対策に対する具体的な計画を作成し、定期的に職員に周知すること。 関係機関との連携に努めること。防災資機材の整備に努めること。	・木材利用の推進(施設の内装等には、木材を利用するよう努めること) ・地産地消の推進(食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めること)
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分節)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当なし	なし	なし	-	該当なし	

	国	区分	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	・児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成25年3月制定) ・児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年4月1日施行) ・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年4月1日施行)	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人(ただし、既存の保育所(建築中のものを含み、条例施行後に乳児室の増設を行う場合を除く。))については国と同じ	国と同じ	乳児室3.3㎡/人(既存の保育所について、平成28年3月31日までの間、1.65㎡/人とする経過措置有)	国と同じ	ほふくをしない乳児または満2歳に満たない幼児 1.65㎡/人、ほふくをする乳児または満2歳に満たない幼児 3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほふくをしない乳児または満2歳に満たない幼児 1.65㎡/人、ほふくをする乳児または満2歳に満たない幼児 3.3㎡/人	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 30:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。」を規定している。
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ 加えて、「入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。」を規定している。	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		地産地消の推進(提供する食事については、県内で生産された農林水産物等の積極的な活用に努めること)	・非常災害…災害の種別に応じた計画の作成を義務付け ・虐待等の禁止…禁止する行為を具体的に明記	○非常災害対策 非常災害の具体例を例示、必要な設備の設置、計画の策定、定期的な訓練の実施を義務規定化、市町村等との連携協力体制整備を努力義務規定化 ○記録の保存 入所者の処遇に係る記録を5年間保存	○非常災害対策 ○人権の擁護、虐待の防止等のための研修の実施	「非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。」を規定している。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分節)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じた一定の実績を求められているもの ④-2 株式会社への参入は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	滋賀県として制限はしていない。	

		国	区分	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年7月27日京都府条例第36号) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年9月14日京都府規則第51号)	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年11月制定)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))	奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第57号) ※平成24年10月5日公布、平成25年4月1日施行
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受入施設においても医務室を必置	国と同じ	
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	施行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いている保育所については平成30年3月31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 25:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	・管理者は暴力団員等でないこと、運営が暴力団等の支配を受けないことを規定(社会福祉施設共通事項) ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員への取組内容の周知等の義務付け(児童福祉施設共通事項) ・研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材の育成に努めるよう規定(児童福祉施設共通事項) ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定(児童福祉施設共通事項) ・事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け(児童福祉施設共通事項) ・子育て家庭への保育所機能の開放や相談実施を積極的に行うとともに、関係団体等との連携に努めることを規定(保育所のみ適用する事項) ・乳幼児等に対し、自然や生命の大切さ等について理解を深めるための環境学習・教育に取り組むよう努めることを規定(保育所のみ適用する事項)	○居室等の安全性の確保(省令第5条) ○非常災害時における備蓄用非常食等の確保(省令第6条) ○キャリアパスの整備(省令第7条) ○サービス提供の状況、質の評価及び改善等に関する県への報告 ○木材利用の推進(省令第32条) ○食べる意欲を高める食事の提供(省令第11条)	人権擁護推進員、災害対策推進員、安全管理対策推進員の配置	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当なし	—	県の認可手続きにおいて、設置主体の制限はしていない。	該当なし	該当なし		



	国	区分	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年12月制定) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年10月5日 岡山県条例第47号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 30:1 長時間 30:1	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	・防災対策について、施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等の上乗せ ・幼保連携型認定こども園である保育所の3～5歳児長時間保育担当職員のみなし保育士特例を過疎地域に限定
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)							
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの							
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの							
①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの							
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの							
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの							
③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの							
③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの							
③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの							
④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の業績を求めるなどしているもの							
④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの							

	国	区分	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉法施行条例(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(平成24年10月制定)	香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年10月制定)	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月) 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月)	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月制定)	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	乳児室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをしなないものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児室(3.3㎡/人)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	ほふく室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをするものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合も、短時間・長時間利用を問わず同基準)	国と同じ		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ基準とした上で、保育所は、保護者の労働時間等を考慮し、保育時間の延長等の方法により、保育環境の向上に努めるように規定。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・環境を大切にす心の育成に努めるように規定。 ・乳幼児の保護者に対して必要な援助又は指導を行う場合には、個人情報に配慮した適切な環境で行うように努めるように規定。 ・(の基準とする。(公立保育所での満3歳に満たない乳幼児への給食の外部搬入を認める。)など	・非常災害対策	(児童福祉施設共通の規定) ・災害への対応(防災対策マニュアルの策定と必要に応じた見直しの実施等) ・地産地消の努力義務 ・暴力団の排除	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分節) ①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		該当なし	該当なし	該当なし	なし	該当無し		

	国	区分	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		佐賀県児童福祉法施行条例(平成24年3月制定)	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月17日条例第60号) 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年12月17日規則第50号)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	ほふくをしない子1.65㎡/人	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	ほふくをする子3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は規定せず、保育所の建物等と同一敷地内または隣接する敷地内に設けることを義務化	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所 保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置 国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力義務でなく義務化	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	乳児を入所させる保育所は、保健師または看護師を配置するよう努める(努力義務)	嘱託歯科医の配置(努力義務)・乳児を受入れる場合の看護師の配置(努力義務)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ ただし、乳児4人以上を入所させる保育所(乳児4人以上6人未満を入所させる保育所)については、佐賀県保育所看護師配置促進特区に係る特別措置の適用を受けている保育所とする)にあっては、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。	(認定こども園以外の保育所) 国と同じ (認定こども園である保育所) 3歳児 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間30:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	調理(調乳)を行う職員の検便の実施義務。その他は国と同じ。	衛生管理・入所者の健康診断は国と同じ 職員の健康診断については年1回の定期健康診断と臨時の健康診断及び調理従事者の月1回以上の検便の実施を明記	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		①食育推進計画の策定及び食育推進担当者の配置義務 ②職員及び乳幼児に対する環境の保全に関する教育を行うよう努める(努力義務) ③障害のある乳幼児の保育について、個々の状況把握並びに家庭及び関係機関と連携したうえで行う義務 ④知事が利用者に対し、保育所の名称及び保育内容を周知する義務	・食事の提供にあたり、地域で生産された農林水産物を積極的に利用するよう努めること ・事故が発生した場合、関係機関及び利用者の家族等への連絡及びその他必要な措置を講ずることなど ・非常災害対策の義務付け及び「地震、風水害、火災その他の災害」に関する具体的計画を作成すること ・職員に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施に努めること ・食育の推進を図ること ・特別な配慮を必要とする子どもへの支援にあたって、個別の指導計画などの作成及び活用すること ・小学校との連携を図ること ・地域における子育て支援の実施に努めること ・保育内容等について自己評価を実施すること及びその公表に努めることなど	(児童福祉施設共通独自基準) ・利用者が地域住民と交流できる機会の確保を努力義務化 ・非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の受け入れを努力義務化 ・食事の提供を行う際に県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものの使用を努力義務化 ・保育所が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化  (保育所独自基準) ・障がい等を有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	①人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置等、②災害の態様ごとの計画策定、自主防災組織や近隣住民との協力体制の確立等、③食育推進、④保護者への支援	児童福祉施設は、非常災害時に県や市町村が実施する社会的弱者等の要援護者に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求められているもの ④-2 株式会社等の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

	国	区分	鹿児島県	沖縄県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)					
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの					
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの					
①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの					
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの					
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの					
③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの					
③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの					
③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの					
④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求められているもの					
④-2 株式会社等の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの					

	国	区分	北海道札幌市	宮城県仙台市	埼玉県さいたま市	千葉県千葉市	神奈川県横浜市				
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		札幌市児童福祉法施行条例(平成24年2月制定)	仙台市児童福祉法の施行に関する条例(平成24年12月制定)	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) さいたま市保育所整備希望者の手引き(平成25年1月)	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)				
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	0・1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	3.3㎡/人	乳児室又はほふく室の面積は0歳児、1歳児1人につき、3.3㎡			
		ほふく室(3.3㎡/人)		0・1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ			
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ			
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ			
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	遊戯室を必置とする。	2歳以上児1.98㎡/人	保育室及び遊戯室を設ける。(定員60人未満の保育所に限り、遊戯室の設置は任意。) 保育室のみ1.98㎡/人(経過措置として、既存保育所について、待機児童解消に資すると認められる場合に限り、当分の間、遊戯室を保育室として利用できる。)	国と同じ			
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国と同じ	屋外遊戯場(市長が適当と認めるときは、当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)を設けること。(3.3㎡/人)	保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。又は定員60人未満の保育所に限定	市長が特に認めた場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。			
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ			
保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ					
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象地域(特例適用せず)	対象外	対象外	対象地域(規定なし)				
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ				
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する給食の外部搬入は可能であるが、実施にあたり市長への事前協議を義務付け。	国と同じ				
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		調理業務の全部を委託する施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ				
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児 3:1 1・2歳児 5:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1(経過措置として、既存の保育所について、やむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、当分の間、1・2歳児を6:1とできる。)	国と同じ 注)民間保育所については横浜市民間保育所設置認可等要綱により上乗せあり。0歳児 3:1 1歳児 4:1 2歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳児以上 24:1				
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ				
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ				
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ				
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	(省令第12条第2項関係) 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td> <td>入所した児童に対する入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>定期的健康診断又は臨時的健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断	国と同じ	国と同じ
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断										
児童が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断										
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	・地震その他の非常災害に備え、施設利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努める。 ・保育料以外の費用を徴収する場合は全て保護者等の同意を得ることを義務付け、かつ、利用者への影響等を勘案した額とする。	横浜市福祉サービス第三者評価の受審など				
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	1-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの 1-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの 1-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの 2-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの 2-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの 3-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの 3-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの 3-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの 4-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの 4-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当なし	該当あり(③-2 公立保育所の建替えに伴う私立保育所の設置、運営法人については、募集要項において社会福祉法人に限定)	該当あり(④-1社会福祉法人または認定こども園の認定を受けるために保育所を整備する学校法人以外の法人については、2年間以上の保育所運営の実績が必要)	該当あり(③-2公立保育所の民間移管にあたり、募集要項において社会福祉法人に限定)	該当あり(①-2 安心こども基金の建設費補助を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定)					

	国	区分	神奈川県川崎市	神奈川県相模原市	新潟県新潟市	静岡県静岡市	静岡県浜松市		
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		条例・川崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定) 保育所設備法人募集要項: 民営化、公有地貸付型、民有地借上型、既存建築物の改修型	相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月)	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(24年12月制定)	静岡県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年3月制定) 静岡市保育所新園設置認可希望者募集要項(平成25年4月)	浜松市児童福祉法施行条例(平成24年3月23日制定)		
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	3.3㎡/人	0、1歳児 3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	医務室、調理室、便所に加えて、調乳室、沐浴室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」のは、「屋外遊戯場を設けることが困難な場合において市長が特に認める」場合に限定。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象地域(規定なし)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外		
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	条例・国と同じ 募集要項: 看護師、栄養士の配置	国と同じ	嘱託歯科医の配置(義務規定)、乳児を入所させる保育所の保健師、看護師又は准看護師の配置(努力規定)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	条例・国と同じ 募集要項: 条例の基準に加え、休憩体息保育士(条例の基準の保育士数±4人、小教点1位を切上げ)、年休代替保育士(各施設1人)すること。	国と同じ	1歳児 3:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	条例・国と同じ 募集要項: 11時間開所とその後の2時間延長保育	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	「性別」「障がいの有無」を追加	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	事故防止の対策	特になし	特になし	非常災害(第6条)関係 ・軽便消化器一消火器 ・非常災害に対する具体的計画一想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画 ・医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係の構築(努力規定)を追加 ・非常災害に対する具体的な計画を、職員及び必要に応じ保護者等に周知(義務規定)を追加 食事(第11条)関係 ・地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材の使用及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供(努力規定)を追加 ・安心・安全な食品の提供の観点に基づき、入所者又は保護者に対し、提供する食事の安全性に係る情報の提供(努力規定)を追加	特になし	特になし		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当あり(①-2 安心こども基金を活用した新築及び②-1 公有地を活用した整備の募集は、募集要項で社会福祉法人等に限定)	該当あり(①-3 当初は社会福祉法人に限って募集し、応募数が必要数に達しない場合に社会福祉法人以外の法人にも公募の枠を広げることとしている。)	なし	なし	該当なし	該当なし		

	国	区分	愛知県名古屋市	京都市京都市	大阪府大阪市	大阪府堺市	兵庫県神戸市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱(平成24年4月改正)	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年4月制定)	大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月28日制定) 大阪市認可保育所設置・運営法人募集要項(平成25年度)	堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日制定 条例第69号)	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	3.3㎡/人	ほふくをするものを入所させる場合、3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	参酌基準	( )内について、「市長が特に必要と認める場合は、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」と規定	国と同じ	国と同じ	国と同じ	市長が特に認める場合は、「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所をもってこれに代えることができる」と規定した。
		調理室、便所	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象地域(国と同じ)	国と同じ	平成27年3月31日までの間に限り、乳児室、ほふく室及び保育室1.65㎡/人	対象外	対象外
	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(調理員のうち1人以上は、栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員とする。)	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	認定こども園である保育所の場合であっても、3歳児20:1、4歳以上児30:1と規定	乳児3:1 1歳児5:1 2歳児6:1 3歳児15:1 4歳以上児20:1 4歳以上児25:1	国と同じ	国と同じ	国に加えて、1人以上の保育士を配置	
保育時間(省令第34条)	保育時間	参酌基準	1日につき8時間を原則	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・なごや子ども条例の理念の追加 ・防犯及び事故防止の措置を規定 ・食糧及び飲料水の備蓄を規定 ・帳簿の保存を規定 ・暴力団の排除を規定 ・私立認定保育所の選考に関する事前協議を規定	国と同じ	特になし	特になし	保育所の長及び設置主体から暴力団員等を排除	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)			該当あり(①-3 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱において、保育所整備のための公募を行った際に、応募がない等、社会福祉法人等により整備が進まない状況が2回あった場合には、営利法人を認可の対象とする旨を規定している)	該当なし	該当あり(③-2 大阪市立保育所の民間移管については、平成25年度の募集要項では、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県のいずれかにおいて、認可保育所を平成25年4月1日時点で3年以上運営している社会福祉法人に限定)	該当あり(③-2 公立保育所の民間化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人又は新たに社会福祉法人を設立する個人に限定しているもの) (④-2 株式会社の参入は認めているが、個人(新たに社会福祉法人を設立する場合は除く。))については認めないもの)	該当あり(②-1 市有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定) (③-2 市立保育所の民間移管の対象法人については、社会福祉法人に限定)	

条例名等	国	区分	岡山県岡山市	広島県広島市	福岡県北九州市	福岡県福岡市	熊本県熊本市	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月29日制定) 岡山市認可保育所整備運営事業者募集要項(岡山市大供本町)(平成25年10月)	広島市児童福祉施設設備基準等条例(平成24年12月制定)	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) ※平成25年4月1日施行	福岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	ほふくしない乳幼児1.65㎡/人	3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児4.95㎡/人、1歳児3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	ほふくする乳幼児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	「保育所の建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの(公園等を除く。)」に限る」と規定。
		調理室、便所	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、保育所以外で調理し搬入する方法により行う(外部搬入)場合は、乳幼児の発育及び発達に配慮して食に關し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう義務付けた。	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	1歳児 5:1 それ以外については、国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	1日につき8時間を原則(開所時間は、11時間とする)	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・暴力団員の排除、多様な手法を用いた評価、非常災害対策の充実、研修には、児童の権利擁護、虐待防止等の内容を含むことを明記、事故発生時の適切かつ迅速な対応	①非常災害対策における努力義務(地域との協力関係の構築)を規定、②入所者の虐待防止等に必要な体制の整備や研修等の実施を規定、③特例幼保連携保育所の特例(保育室、屋外遊技場の面積基準の緩和やみなし保育士の取扱いは適用しない、④運営費等の請求の証拠となる記録の保存年限を5年と規定	「暴力団員等の排除」について規定	児童福祉施設の職員は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。	暴力団員等の排除規定を明記	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		該当あり(②-1 特定の市有地を活用した保育所については、募集要項において岡山市内で認可保育所又は認可幼稚園を10年以上運営している社会福祉法人又は学校法人に限定)	該当あり(②-1 市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として社会福祉法人と学校法人に限定している)	該当あり ①-1 ※平成25年度募集要項において以下のとおり限定 市内に事務所または事業所を設置する次の法人 ①社会福祉法人(新たに設立予定を含む)、②市内で認可幼稚園を設置運営する既存の学校法人(ただし幼保連携型認定こども園の認可を受けること)、③その他の法人(日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人)	該当あり(①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として社会福祉法人、学校法人、宗教法人、その他の非営利法人(NPO法人、医療法人、社団法人、財団法人等)を対象としている。)	なし	



		国	区分	北海道旭川市	北海道函館市	青森県青森市	岩手県盛岡市	秋田県秋田市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月26日制定)	函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月25日条例第22号)	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定) 盛岡市立保育所民営化計画(平成18年8月)	秋田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年4月制定)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人(乳児室又はほふく室)	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人(乳児室又はほふく室)	国と同じ
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は規定しない。	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室を設けること
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)								
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの								
①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの								
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの								
②-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの								
③-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の突橋を求められているもの								
③-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めないもの								
過去に該当あり				過去に該当あり	過去に該当あり	過去に該当あり	過去に該当あり	過去に該当あり
③-1 公立保育所の民間移譲に係る公募を行った際、「安心こども基金」の補助(保育所緊急整備事業)を受けられる社会福祉法人に限定した。				該当なし	なし	なし	③-3 公立保育所民営化の移管先法人公募に際し、安心こども基金による施設整備補助事業等の観点から、社会福祉法人等を対象法人としている。今後については、施設整備補助制度の状況などにより、見直しの可能性もある。	—

	国	区分	福島県郡山市	福島県いわき市	栃木県宇都宮市	群馬県前橋市	群馬県高崎市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月27日制定)	宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日宇都宮市条例第40号)	前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年4月1日制定)	高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	乳児室(1.65㎡/人) ※ただし、新設等については3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ。但し、『保育所は、前項の規定により当該保育所外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う場合においても、当該保育所内で調理したものを提供するよう努めなければならない。』という基準を追加
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		乳児を入所させる保育所において、保健師又は看護師を配置するよう努める。	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)に加え、乳児を入所させる保育所での保健師又は看護師配置の努力規定	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 4時間程度利用 30:1、8時間程度利用 20:1 4歳以上児 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特色とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	平等取扱の原則に、『性別』の基準を追加
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	児童福祉施設と非常災害対策(省令第6条)について、非常災害に対する具体的計画の策定に加え、職員や利用者への周知と連絡体制の整備、訓練の結果を踏まえた計画内容の検証と見直しについて規定	地域の連携強化、食育の強化、自園調理の推進(3歳以上の外搬はしないように)	(省令第6条関係)『児童福祉施設は、非常時における協力体制を確保するため、地域住民等との連携を図るよう努めなければならない。』という基準を追加
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるとしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当なし	該当なし	該当なし	該当あり(③-3 公立保育所の民営化や幼保連携型認定こども園の保育所部分の整備・運営を行う事業者については、募集要項において「安心こども基金」の補助(保育所緊急整備事業)を付けられる社会福祉法人等に限定)	該当なし	該当なし

	国	区分	埼玉県川越市	千葉県船橋市	千葉県柏市	神奈川県横浜市	富山県富山市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年4月制定)	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定) 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月13日制定) 船橋市民間保育所の設置等に関する事務取扱要領(平成25年4月1日施行)	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年12月制定) 柏市私立認可保育園の整備・運営者募集要領(平成25年10月)	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定・平成25年4月1日公布)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	乳児室4.95㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	0歳児5.0㎡/人	ほふく室4.95㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	保育室及び遊戯室3.0㎡/人 ※保育室及び遊戯室を合算した面積	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人) 保育室の設置は遊戯室の設置に優先するものとする。	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事は自園調理のみ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児 2.57:1、1歳児 4.5:1、2歳児 5.2:1、3歳児 18:1、4歳児以上 27:1 (認定こども園である保育所)国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	苦情処理の公平性及び透明性を確保する観点から、児童福祉施設の入所者等からの苦情の解決にあたり、第三者の関与を義務付ける	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の民営化を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるとしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当なし	該当あり(②-1 公有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人もしくは学校法人に限定)	該当あり④-2 応募要件を法人格を有する者に限定	該当なし	該当あり(③-2 公有地を活用した保育所(公立保育所の移管)については、募集要項において社会福祉法人又は既に市内で保育所などの児童福祉施設を運営している法人に限定)		

		国	区分	石川県金沢市	長野県長野市	岐阜県岐阜市	愛知県豊橋市	愛知県豊田市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			金沢市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定) 金沢市保育所設置認可等基準(平成13年4月)	長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月26日 長野市条例第53号)	岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	豊橋市児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人) 経過措置(全面的な改築等をするまでは乳児室の面積1.65㎡)	乳児室(3.3㎡/人)	
		ほふく室(3.3㎡/人)		5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	2歳以上児、保育室及び遊戯室がそれぞれ2.0㎡/人(ただし、遊戯室にあっては、市長が特に認めるとき1.0㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児:6:1 3歳児 15:1 4歳児25:1 5歳児30:1	国と同じ	国と同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 4歳以上児 短時間 30:1 その他は国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳5:1 3歳15:1 4歳28:1 5歳30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上 短時間 30:1 長時間 30:1		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	・他の児童福祉施設等に対して、入所者等の情報を提供するときの文書による同意 ・事故発生時の対応	・暴力団の排除 ・児童福祉施設と非常災害対策・食事 ・苦情への対応 ・事故発生時の防止及び事故発生時の対応	非常災害対策(具体的な災害の例示、他の施設との協力体制の整備)		・第6条(児童福祉施設と非常災害)について、非常災害に対する具体的計画の策定と訓練の実施を、努力義務から義務規定とした。 ・第36条の2(公正な選考)について、市長の意見を聴いて公正な方法により行われなければならないとした。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるとしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		①-3 制限はしていないが、原則として社会福祉法人とする。	③-2 公立保育所の民営化に際し、募集要項において、委託移管先法人については、社会福祉法人又は学校法人に限定	該当あり(①-2 「安心こども基金」に基づく施設整備の補助金は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。)、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特別財団法人又は特別財団法人に限定)		該当あり(①-1 設置認可要綱において、設置経営主体は原則として社会福祉法人又は学校法人としている)		

国		区分	愛知県岡崎市	滋賀県大津市	大阪府高槻市	大阪府東大阪市	大阪府豊中市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日制定)	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	高槻市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定) 高槻市保育所施設整備事業者募集要項	東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	乳児室(3.3㎡/人)	乳児室1.65㎡/人(ほふくをする者にあつては3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 (保育所) 乳児3:1 1歳児4:1 2歳児5:1 3歳児18:1 4歳以上児30:1 (認定こども園) 3歳児 短時間30:1 長時間20:1 4歳児以上 短時間30:1 長時間30:1	1・2歳児を5:1としたほかは国と同じ	国と同じ	乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 (最低2人配置)	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1歳児5:1 2歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 25:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことを特とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし		・調理業務を委託する場合に外部搬入と同様の要件を課す規定を設ける ・障害児保育を担当する保育士の配置について努力規定を設ける	特になし	特になし	国と同じ
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類) ①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるとしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの			特になし	「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」をうけ今年9月から原則設置主体の制限をなくしているが、②-1 市有地を活用した保育所の設置者募集及び③-1 市立保育所の指定管理者募集の場合は社会福祉法人に限定する可能性はある。	該当あり(①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者募集において、応募資格を大阪府内に本拠や事務所等を置く社会福祉法人(設立予定法人含む)に限定)	該当あり(①-3 社会福祉法人からの募集が多数ある中で優先的な整備を行っている。)	①-3 豊中市内既存の保育所・幼稚園を運営している法人による整備

	国	区分	兵庫県姫路市	兵庫県西宮市	兵庫県尼崎市	奈良県奈良市	和歌山県和歌山市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定)	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第55号) 奈良市民間保育所設置運営事業者募集要項(平成24年10月)	和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	乳児室(3.3㎡/人)	0~1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	2歳未満の子どもがいらない保育所への医務室(医薬品等を揃え、幼児が静養できる区画)の設置を義務付け	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	屋外遊戯場は、保育所の敷地内に設置すること。ただし、乳児又は満3歳に満たない幼児のみを入所させる保育所で、当該保育所の付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合においては、この限りでない。	国と同じ	「屋外遊戯場(保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。)」と規定	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象地域(面積基準の緩和は行わない。)	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	栄養士又は調理師の配置を義務付け(調理業務の全部を委託する場合を除く)	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児20:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	保育士の配置 4歳以上児 20:1 (認定こども園である保育所の場合) 4歳以上児 長時間 20:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・児童福祉施設の長・暴力団員等であってはならない。 ・運営については、児童福祉施設の運営は、暴力団員等の支配を受けてはならない。	特になし	・1. 入所している者の安全・安心確保、2. 関係機関との連携、信頼関係の構築に努めることを規定 ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定 ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員及び利用者への取組内容の周知等の義務付け ・普通救命講習修了者の常時配置に努めることを規定 ・研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材育成に努めるよう規定 ・1. 管理者は暴力団員等ではないこと、2. 運営が暴力団等の支配を受けないことを規定 ・事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け	特になし	人権擁護推進、災害対策推進、安全管理対策推進及び食育推進の各担当者を置くこととしている。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるとしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		該当あり(①-2 安心こども基金の活用を前提とした認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人に限定)	該当あり(②-1 市有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人又は学校法人に限定)	該当あり(③-2 公立保育所を民間に移管する保育所については、募集要項等において社会福祉法人に限定)	該当あり(①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者募集の募集要項において、社会福祉法人に限定)	該当あり(①-1、②-1について、本市社会福祉審議会の議決を指針としており、原則として平成12年12月21日時点において市内で認可保育所又は認可外保育施設を運営する者に限定している。)	

	国	区分	岡山県倉敷市	広島県福山市	山口県下関市	香川県高松市	愛媛県松山市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定) 倉敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則(平成25年3月19日制定)	福山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年9月28日条例第34号)	下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日制定(条例第68号))	高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月制定)	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第69号) 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規(平成25年3月28日規則第26号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間利用児(4時間)、長時間利用児(8時間) 20:1 4歳以上児 短時間利用児(4時間)、長時間利用児(8時間) 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ、調理従事者の検便について明記	
その他	上記以外で定めている基準		倉敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則において ・児童福祉施設の設置者は、入所者等への食事の提供に当たっては、地産地消に努めるものとする。 ・児童福祉施設の設置者は、入所している乳幼児への食育を推進するため、保護者に対して食育に関する情報を発信するものとする。	特になし	幼児連携型認定こども園である保育所の3~5歳児長時間保育担当職員のみなし保育士特別につき、過疎地域に限定。(国基準は地域限定なし)	・非常災害対策に関する具体的な計画の概要の表示 ・非常災害時の連携協力体制の整備 ・研修の実施および研修の機会の確保 ・記録の整備等 ・業務の質の評価等 ・給食における地産地消の推進 ・児童福祉施設における感染症等の対応マニュアルの策定	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求められるもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体を社会福祉法人に限定している。	特になし(③-2 本市が推進している公立保育所の民間移管については、市内で保育所を設置経営している社会福祉法人に限定)なし		該当あり(①-2 安心こども基金の活用を前提として募集要項において社会福祉法人に限定)	特になし	

		国	区分	高知県高知市	福岡県久留米市	長崎県長崎市	大分県大分市	宮崎県宮崎市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			高知市児童福祉施設最低基準条例(平成24年4月1日制定、平成24年10月1日施行)	久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月14日制定)	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	ほふくをしない乳幼児(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	ほふくをする乳幼児(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ(嘱託歯科医の努力義務)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		認定こども園である保育所の短時間利用児の職員配置基準を長時間利用児と同様とする	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間、長時間とも 30:1	国と同じ	国と同じ		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	調理する者に対し、毎月1回以上の検便を義務付ける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	暴力団の排除のための措置	特になし	【一般原則等】(省令第5条関係) ・人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備 ・上記について職員研修の実施 【非常災害等】(省令第6条関係) ・災害の態様ごとの計画作成、内容の検証及び見直し ・自主防災組織や近隣住民との連携による協力体制の確立 【食事等】(省令第11条関係) ・食育の推進を図るための責任者の設置に努めること ・食育の推進のため計画を定める等の措置を講じるよう努めること 【暴力団の排除等】 ・運営について、暴力団員及び暴力団関係者の支配を受けてはならない 【保護者の支援等】 ・入所している乳幼児の保護者の子育て力の向上に資する支援を行うよう努めること	特になし		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の優遇を求めているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	なし	該当あり①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人に限定 H22.12) ③-1 市立保育園の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人に限定 H21.11)	該当あり①-2 安心こども基金に基づく認可保育所の増改築等に係る補助金については、募集において社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する保育所の施設整備を行う場合に限り)等に限定)	①-1 条例に規定はないが、新たに保育所の事業者を公募する際には、その都度募集要項を作成し、その要項内で設置者を社会福祉法人または学校法人に限定していた。	該当あり③-1 22年度からの東高岡保育所の指定管理者については、募集要項において市で認可保育所を運営する法人に限定)			



	国	区分	鹿児島県鹿児島市	沖縄県那覇市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定 条例第68号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入室させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ(本市条例第34条)
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ( " " )
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ( " " )
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ( " " )
	2歳以上児を入室させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ( " " )
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ( " " )
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ( " " )
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ( " " )
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第34条)
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ( " " )
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ(本市条例第36条)
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第37条)
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第38条)
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第12条)
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第14条)
その他	上記以外で定めている基準		非常災害対策(国の基準に加えて、立地環境に応じて災害の種類ごとに計画を立てることや、関係機関や地域との連携に努めること等)について規定している)	特になし
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるとしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当なし	該当あり(①-2 安心こども基金を活用する認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として社会福祉法人に限定している)	

	国	区分	宮城県大崎市	宮城県東松島市	茨城県水戸市	埼玉県川口市	埼玉県新座市	埼玉県草加市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		大崎市保育所条例(平成18年3月制定)、大崎市保育所管理規則(平成18年3月制定)、大崎市保育の実施に関する条例(平成18年3月制定)、大崎市保育の実施に関する規則(平成18年3月制定)、大崎市子育て支援総合施設条例(平成18年3月制定)、大崎市子育て支援総合施設条例施行規則(平成18年3月制定)	該当なし	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日制定)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	平成27年4月開設の草加市民間認可保育所運営事業者募集要領(平成25年10月)	
設備の基準(省令第32条)	0・1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国に準じる	県と同じ	国と同じ	0・1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国に準じる	県と同じ	国と同じ	0・1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	
		医務室、調理室、便所	国に準じる	県と同じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び便所は国、県と同じ	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国に準じる	県と同じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び便所は国、県と同じ	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	
保育に必要な用具	参酌基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ		
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	該当地域(実施せず)	対象外	対象外	対象外	
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ		
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	※川口市基準 0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児17:1、4・5歳児27:1	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ※民間認可保育所が次の草加市基準を満たす場合は、市から運営費補助あり。 1歳児5:1 3歳児15:1 5歳児25:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則10時間	県と同じ	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国に準じる	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	県と同じ	特になし	調乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の設置、保育所による子育て支援	調乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の設置、保育所による子育て支援	調乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の設置、保育所による子育て支援(県条例)	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		特になし	特になし	特になし	該当なし	該当なし	該当あり(①-1 平成27年4月開設に向けた保育所公募については、法人設立予定も含め、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人に限定)	

	国	区分	千葉県市川市	千葉県松戸市	千葉県市原市	千葉県浦安市	千葉県 流山市	中央区	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		市川市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第34号) 市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年条例第2号)	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	平成25年度市原市民間保育所設置運営者再募集要領(平成25年8月)		県条例を基準とする	-	
設備の基準 (省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	条例にて独自の基準は設けていない。	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	-	-	県と同じ	公立:0歳児6.0㎡/人以上、1歳児3.5㎡/人以上	
		ほふく室(3.3㎡/人)	条例にて独自の基準は設けていない。	1歳児3.3㎡/人	-	-	県と同じ		
		医務室、調理室、便所	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	県と同じ	-	
		保育に必要な用具	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	県と同じ	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	-	県と同じ	公立:2.0㎡/人以上
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	-	県と同じ	
		調理室、便所	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	-	県と同じ	-
		保育に必要な用具	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	県と同じ	-
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域(条例にて独自の基準は設けていない。)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	該当地域、ただし適用なし
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	-	県と同じ	-
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	県と同じ	-	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	県と同じ	-	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	民間保育所:千葉県と同じ 市立保育所:保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児15:1 4歳以上児20:1(条例等の基準は無し)	-	-	-	県と同じ	公立:1歳児5:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	原則保育時間8時間、開所時間11時間	-	-	県と同じ	-	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	県と同じ	-	
平等取扱の原則 (省令第9条等)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	県と同じ	-	
衛生管理 (省令第10条等)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	-	県と同じ	-	
その他	上記以外で定めている基準		条例にて独自の基準は設けていない。	特になし	-	-	県と同じ	-	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるとしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	②-1 現在、指定管理者制度により運営を行っている保育園(7園)については、市川市立保育園の設置及び管理に関する条例 第10条第2項において、指定管理者の指定の基準は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 第2条に定めるもののほか、法第35条第4項に規定する認可を得て保育所を運営している社会福祉法人とされている。	該当あり(①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として現に社会福祉法人である社会福祉法人を設立する見込みがあることとしている。)	②-2 平成21年度及び平成25年度に市有地を無償貸与とし、保育所の設置運営者の公募を行っているが、安心こども基金の「保育所緊急整備事業」では施設整備費の補助対象事業者として株式会社などが該当していないため、施設整備にかかる補助金が交付されないことから、応募者として株式会社を対象外とした。	該当なし	④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めている			

	国	区分	港区	新宿区	文京区	墨田区	江東区	品川区	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			運用			江東区私立保育所扶助要綱(昭和55年3月)	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)							
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準						
		医務室、調理室、便所							
		保育に必要な用具	参酌基準						
	2歳以上児を 入所させる 保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)							
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準						
		調理室、便所							
保育に必要な用具	参酌基準								
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域、ただし適用なし	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	対象外		
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準								
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準		食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)			
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準							
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児90:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	公立:1歳児5:1	1歳児5:1	公立:1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1		
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準							
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準							
平等取扱の原則 (省令第9条、等)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準							
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準							
その他	上記以外で定めている基準								
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの								

	国	区分	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		平成25年度賃貸物件による認可保育所開設事業者募集要項	民間保育所に対する法外援護実施要綱 大田区立保育園運営事業者プロポーザル応募要項	○世田谷区民間保育所法外援護実施要綱 ○世田谷区民間保育所助成事業実施要綱	渋谷区保育扶助要綱	中野区保育所条例 中野区保育所における保育に関する条例 中野区保育所事業扶助要綱	杉並区立保育所条例 杉並区私立保育所施設整備補助金交付要綱 杉並区保育扶助要綱	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	公立:0歳児5.0㎡/人 従うべき基準	-	-	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)		-	-	-	-	-	-
		医務室、調理室、便所		-	-	-	-	-	-
		保育に必要な用具		参酌基準	-	-	-	-	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		-	-	-	-	-	-
		調理室、便所		-	-	-	-	-	-
保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	-		
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	対象外	
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-	-	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児90:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	公立:1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	園長に関しては、実務経験7年以上を要する。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当あり(②-2 区有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、安心こども基金の活用を前提として、応募資格として社会福祉法人に限定。③-1 区立保育園の管理を行う指定管理者の募集において、応募資格として営利を目的としない法人格を有する事業者に限定)	該当あり(③-2 区立保育園の民営化に際して事業者の募集について、応募資格を社会福祉法人に限定している)	-	-	-	該当なし(ただし、首都圏における認可保育所実績1年以上を要件としている)		

	国	区分	豊島区	北区	板橋区	練馬区	足立区	江戸川区
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			東京都北区立保育所条例施行規則 東京都北区私立保育所運営費補助要綱 東京都北区保育所運営費扶助要綱	板橋区保育所事業実施要綱	-	足立区〇〇保育園運営事業者募集要項 足立区〇〇保育園指定管理者募集要項 保育扶助要綱	なし
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)		運用で0歳児5.0㎡/人を原則としている。	0歳児5.0㎡/人	-	-	-
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-
		医務室、調理室、便所	-	-	-	-	-	-
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-
	2歳以上児を入所させる 保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)						
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準					
	調理室、便所	-	-	-	-	-	-	
	保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	
設備の基準の特例(省令第32条の2)		一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	-	-	-	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)						・定員20人から40人及び定員60人から149人の施設に対し調理員1人、定員150人以上の施設に対し調理員2人を増配置 ・産明保育実施園に調理員を1人増配置	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1 運用では、看護師については0歳定員が6名以上の園は非常勤職員以上・9名以上の園については常勤を原則とする。	・1歳児5:1 ・定員20人から60人まで及び91人以上の施設に対し保育士1人を増配置 ・定員60人以下の施設については保育士1人、定員61人以上の施設については保育士2人を増配置 ・定員20人から30人まで及び60人から149人までの施設に対し調理員1人、定員150人以上の施設に対し、調理員2人を増配置。	・1歳児5:1 ・定員20人から60人及び定員91人以上の施設に対し保育士1人を増配置	1歳児5:1		
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	-	-	-	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	
平等取扱の原則 (省令第9条等)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	
衛生管理 (省令第10条等)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの				該当あり ②-1 公有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定。 ③-2 区立保育園から私立保育園への民営化を行う際、募集要項において社会福祉法人に限定。 ④-1 区立保育所の運営業務委託については、募集要項において「東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で認可保育園を運営している法人」としている	該当あり ④-1 公有施設を活用した保育所については、募集要項において「認可保育所を6年以上運営しており、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で定員60名以上の認可保育所を運営している法人」としている 該当あり③-2 公有地を利用した公立保育所の民営化については、募集要項において社会福祉法人に限定)		

	国	区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		平成25年度八王子市保育所運営費支弁要綱	なし	-	設備の基準及び職員については上乗せして東京都保育所事業実施要綱(旧都基準)を準用	府中市保育所運営費等の支出に関する要綱	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	0歳児5.0㎡/人(0歳児定員6人以上の場合、ただし、定員を超過した入所児童については3.3㎡/人で可)、0歳児定員6人未満の場合及び1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	原則 0歳児5.0㎡/人	-	
		ほふく室(3.3㎡/人)		-	-	-	-	-	
		医務室、調理室、便所		0歳児(0歳児定員6人以上の場合)について、調乳室(調乳スペースでも可)、沐浴室及び便所を設けること専用野外遊戯場の設置に努めること	-	-	-	-	-
		保育に必要な用具		0歳児(0歳児定員6人以上の場合)について、0歳児の心身発達に対応した遊具その他常備用備品を整備すること	-	-	-	-	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		-	-	-	-	-	-
		調理室、便所		-	-	-	-	-	-
保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	-		
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし		
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-		
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	-	-	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	保健師等(0歳児定員6人以上の場合、1人配置)	-	-	公立の保育園には栄養士、保健師等を配置	-	-	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児90:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		保健師等(0歳児5:1 4歳以上児30:1(市の推奨基準として27:1)・ <u>栄養保育士3人を増配置(11時間開所対応保育士を含む)</u> ・ <u>調理員の配置</u> 定員59人以下 2人、定員60人以上149人以下 3人、定員150人以上 4人、(0歳児定員6人以上の場合、1人を増配置)	公立:1歳児5:1 3歳児18:1 4歳児24:1 5歳児28:1	1歳児5:1 4歳以上児25:1	1歳児5:1 4歳以上児25:1			
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	-	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	-	・該当あり(①-1 新設保育所事業者募集要項において、東京都内で認可保育所を運営している社会福祉法人であることと限定。③-1 八王子市立保育園指定管理者募集要項において、東京都内で認可保育所を運営している社会福祉法人であることと限定。)	③-2 市立保育園の民営化にかかる事業者募集において、応募資格として都内で保育所の運営実績のある社会福祉法人に限定した。	-	該当あり(②-1 市有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定)	該当あり(②-1 市有地を活用した保育所については、社会福祉法人及びNPO法人に限定) (③-2 民間活力導入(公立保育所の民営化)においては、都内の社会福祉法人に限定。)		

	国	区分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例・条例施行規則を準用設備の基準及び職員の一部については町田市民間保育所運営費支弁要綱(平成17年4月1日)にて上乗せ基準を設置	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	日野市民間保育所運営費支弁要綱	都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業に係る東村山市協議事項チェックリスト(2010年4月)	
設備の基準 (省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児5.0㎡/人 ※0歳児は乳児室又はほふく室で5.0㎡/人を満たしていること。	原則 0歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人	私立:0歳児5.0㎡/人(弾力化を行う場合は3.3㎡/人)	-	-
		ほふく室(3.3㎡/人)						
		医務室、調理室、便所						
		保育に必要な用具						
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)						
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	調理室、便所	参照基準	-	-	-	-	-	
	保育に必要な用具	参照基準	-	-	-	-	-	
保育室等に関する耐火上の基準	参照基準	標準	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	対象外	該当地域、ただし適用なし	対象外
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参照基準	食事の外部搬入規定なし	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	自園調理	-	-	-
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	-	-	0歳児保育実施園:看護師	-	-	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児90:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1							
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参照基準	-	-	-	-	-	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	
平等取扱の原則 (省令第9条)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参照基準	-	-	-	-	-	
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	駐車施設(5台以上)、駐輪場(施設定員の1割以上)を確保すること	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を定めるなどしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当あり ④-1 (認可保育所の新規募集に際しては、「東京都・神奈川県において認可保育所を1年以上運営している法人」としている) ④-2 (個人については対象外としている)	該当あり(③-2 公立保育園の初の民営化(移管・民設民営化)実施に当たり、市内で保育園運営に良好な実績がある社会福祉法人に限定して公募)理由として、市有地の無償貸付を前提とし、民営化園として公立保育園における保育事業との一定の継続性の確保等、市の関与のもと保育園運営に対して諸条件が付されること、また市内に既設(私立)保育園がある場合、保護者が身近に園の運営状況を確認でき安心感を得られることなどを考慮し、公募条件を設定。なお、民営化に関するガイドラインの策定時点では、市内の既設公立保育園は社会福祉法人運営園のみであった。	該当あり(①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者については市内の社会福祉法人に限定)	④-2 保育所緊急整備事業の設置主体(社会福祉法人、学校法人等)+株式会社は設置主体として認めている(それ以外は設置主体として認めていない)。			



	国	区分	東大和市	清瀬市	東久留米市	多摩市	福城市	西東京市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		東大和市民間保育園運営費等支弁要綱	-	-	多摩市民間保育所運営実施要綱	福城市立保育所設置条例	西東京市立保育所設置条例施行規則
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児5.0㎡/人(定員弾力化を行う場合、3.3㎡/人)	-	-	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	-
		ほふく室(3.3㎡/人)		-	-	-	-	-
		医務室、調理室、便所		-	-	-	-	-
		保育に必要な用具		参酌基準	-	-	-	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		-	-	-	-	-
調理室、便所		-		-	-	-	-	
保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-		
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	対象外	該当地域、ただし適用なし	
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	-	自園調理	-	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	-	-	-	-	-	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児90:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	-	-	-	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		③-3 現在、保育所の募集を予定していないが、過去、市有地を活用した公立保育所の民営化については、募集要項において安心こども基金が活用できる保育所運営経験のある社会福祉法人に限定していた。今後においては、募集の必要が生じた時、事業者の基準等について検討する予定である。	③-2 新規保育所整備の際は設置主体の制限はないが、既民営化園については運営主体を社会福祉法人に限定していた。	該当あり(①-1 保護者の種類と子どもとによって安定した保育環境が確保できるようにするため、市の保育計画において「新規整備の場合の設置事業者は市内で認可保育所の運営実績がある社会福祉法人を基本とします」と定めている。)	該当あり(①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、社会福祉法人に限定 ②-1 市有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定)		

	国	区分	神奈川県藤沢市	神奈川県茅ヶ崎市	神奈川県大和市	大阪府茨木市	大阪府吹田市	大阪府八尾市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		藤沢市認可保育所設置運営法人募集要項(2013年7月)	茅ヶ崎市民間認可保育所運営法人候補者募集要項(平成25年5月)	大和市民間認可保育所運営法人募集要項	茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領	-	該当なし
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
		従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
		ほふく室(3.3㎡/人)	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
		医務室、調理室、便所	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
	保育に必要な用具	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
		従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
		調理室、便所	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
	保育に必要な用具	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域(県条例と同じ)	該当地域(県条例と同じ)	該当地域(県条例と同じ)	対象外	対象外	対象外	
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例に加え看護師配置	-	-
	従うべき基準	1歳児5:1 その他は県条例と同じ	県条例と同じ	1歳児 4:1、3歳児 16:1(その他については、県条例と同じ)上記に加え、障害児に対する保育士配置基準 3:1	保育士の配置(最低2人配置) 乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 下線部分が府条例との相違点	-	-	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
平等取扱の原則(省令第9条等)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
衛生管理(省令第10条等)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
その他	上記以外で定めている基準		特になし	既存の建物を改修する場合は、当該建物が新耐震基準を満たしていること。	延長保育事業の実施、一時預かり事業の実施、地域育児センター事業の実施、第三者評価制度の受審(5年以内)	施設長は、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者 栄養士を法人内に1人配置	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を促しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求められているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		該当あり ②-1 公有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定 ④-1 なお、その他の公募に関しては、次の①~③のいずれかを満たす法人に限定 ①市内で認可保育所を運営していること ②県内で認可保育所を2年以上運営していること ③定款に記載されている事務所の所在地が藤沢市内の社会福祉法人	該当なし	該当なし	①-2 認可保育所の私立保育所施設整備費補助金交付要綱において、補助対象者を安心こども基金(保育所緊急整備事業)と同一にしている。 ③-2 市立保育所の民営化移管先法人の募集において、応募資格を児童福祉施設(児童福祉法第7条)を運営する北摂地域(7市3町)に本部のある社会福祉法人に制限している(ただし、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人については、社会福祉事業(社会福祉法第2条)を営む社会福祉法人であれば応募可能)。	該当あり(①-2 安心こども基金を活用した認可保育所の整備事業助成金交付要綱において、助成対象者を社会福祉法人に限定している。)	

	国	区分	兵庫県宝塚市	兵庫県明石市	福岡県粕屋町	熊本県菊陽町	熊本県 合志市	熊本県益城町	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		該当なし	該当なし	粕屋町新設保育所設置・運営法人募集要項	菊陽町民間保育所設置認可事業者募集要項(平成25年8月制定)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	益城町民間保育所設置希望事業者募集要項	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
		従うべき基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ
		調理室、便所	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
保育に必要な用具	参酌基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ		
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外		
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ		
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	-	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	-	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児90:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	該当なし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		①-2 事業者募集に際して、安心こども基金の活用を条件としているため、事実上、社会福祉法人に限定している。	①-2 安心こども基金の活用を前提として認可保育所の設置・運営を担う法人について募集した際、定員90名以上の認可保育所を5年以上運営する社会福祉法人に限定している	①-2 安心こども基金の活用を前提とし、熊本県内の社会福祉法人又は開設までに社会福祉法人認可を受けることが見込まれること。	①-2 安心こども基金の活用を前提とし、熊本県内の社会福祉法人又は開設までに社会福祉法人認可を受けることが見込まれること。			

	国	区分	沖縄県沖縄市	沖縄県浦添市	沖縄県宜野湾市	沖縄県八重瀬町	沖縄県豊見城市	沖縄県糸満市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 施設整備毎に募集要項を作成するため、現在、募集要項はありません。	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 平成25年度宜野湾市認可保育所設置事業者募集要項	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 豊見城市認可保育園設置運営事業者募集要項(平成25年10月)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 糸満市認可保育所設置・運営法人募集要項(平成25年度)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外		
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	原則、園内調理	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則、11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条等)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条等)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	国と同じ	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		①-1 該当あり(開所する期日までに社会福祉法人認可取得を予定していること)	①-1 これまでの施設整備では、社会福祉法人を対象とする。(社会福祉法人へ移行する認可外保育施設含む)。	該当あり(①-1 認可保育所設置主体を、社会福祉法人、市内学校法人に限定)	①-1 社会福祉法人に限定(これから社会福祉法人を申請する方も含む)	①-3 既存の認可外保育施設の認可化(市として、認可外保育施設の認可化を進めており、新規の認可保育所設置にあたっては管内認可外保育施設に対して募集をかけております。)		

	国	区分	沖縄県うるま市	沖縄県宮古島市	沖縄県南城市	沖縄県北谷町	沖縄県石垣市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 南城市立保育所民営化基本方針(平成19年11月)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		従うべき基準					
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		国と同じ					
	2歳以上児を入所させる保育所	医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育室等に関する耐火上の基準	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの ④-2 株式会社への参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		①-1 該当あり(開所する期日までに社会福祉法人認可取得を予定していること)	該当無し	③-2 公立保育所の民営化に当たって、設置主体を社会福祉法人に限定(これから社会福祉法人を申請する者も含む)	②-1 該当あり(公有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人又は社会福祉法人取得予定者に限定)	①-2 「安心こども基金」に基づく補助金の交付は、社会福祉法人に限定。

# 規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において個別措置事項（別添3）として掲げられた保育士数増加策への対応案

## 1 規制改革実施計画（閣議決定）に掲げられた保育士数増加策の内容と対応方針

### ①保育士試験における合格免除期間を3年間から5年程度に延長すること

対応

保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長。

### ②保育士試験を年2回実施すること

対応

- 年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。  
一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。  
このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。
- 保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭（推定30万人以上）の保育士資格取得を支援する。  
一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための総合的な取組を行う。

### ③保育士登録について迅速化を図ること

対応

- 登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。
- 併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるようにする。

## 2-① 対応案: 保育士試験の合格免除期間の延長について

現行: 受験年に合格した科目は、翌2年間、既に合格した科目として受験を免除

対応: 保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長

### 【考え方】

- ・ 保育現場で働きながら保育士を目指す者の資格取得を支援することは効果的。
- ・ 保育所や認可外保育施設等の保育現場で、保育に従事している者は、日々の保育の中で、合格した試験科目の内容を実践することで、合格当時の知識等が維持され、保育士としての質を維持することができるため、勤務経験に応じて合格免除期間を延長する。

※保育現場に従事しておらず、合格当時の知識が維持される状況にない者にまで合格期間を延長することは、質を担保した確保策にならない

免除期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
3年					
4年 (1年延長)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">この間に1年かつ1,440時間の勤務経験</div>				
5年 (2年延長)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">この間に2年かつ2,880時間の勤務経験</div>				

## 2-② 対応案:保育士試験の年2回実施について

現行: 年1回実施

対応: ○ 年2回にした場合の受験料・受験者数の試算を行った結果を踏まえ、現行どおり年1回とする。

・年2回実施した場合には、現行から受験料を約8千円引き上げる必要がある。

→ 受験者の負担増となり、結果、受験者数の減少につながる可能性もある。

・一方、受験者増の効果は一時的であり、4年目以降の受験者数は年1回の場合と変わらない。

・このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないにも関わらず、受験料は現行よりも高いという結果になる。

○ 保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。

具体的には、幼稚園教諭免許状を有する者について、以下の対応を実施。

・幼稚園や保育所等における実務経験を最大限考慮して、保育士養成施設において修得する単位数を8単位とする

・保育士養成施設における単位修得に要する受講費を支援する

・試験申請の手数料を2,400円に引き下げる

・保育士試験の申請回数を年2回に増やし、合格通知の発送を早期化する

保育士養成施設での単位修得

単位修得後

保育士試験(全部免除)による資格取得

幼稚園教諭免許状を有する者が円滑に保育士資格を取得できるための環境を総合的に整備

○履修期間の短縮(修得する単位は8単位)

(通常の保育士養成には68単位必要)

対象者:幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園  
等で3年の実務経験を有する者

○受講のための費用支援※

受講費を最大10万円補助

(平成26年度予算案において創設)

○試験申請の手数料を2400円に引き下げ  
(平成25年度まで:12,700円)

○申請回数を年2回にする

(平成25年度まで:年1回)

○合格通知書の発送を早期化

平成25年度まで:4月申請、12月送付

平成26年度から:4月申請、7月送付

10月申請、12月送付

※この他、平成26年度予算案において保育士資格取得の支援を充実



## 【年2回実施した場合の受験者数、合格者数、受験料の試算】

### ○試算結果

- ・ 年2回にした場合は20,400円以上(初年～3年目)となる見込み。
- ・ 当初は合格者数が一定程度増加すると見込まれるが、その効果は短期間しか持続しないと見込まれる。
- ・ 平成23～25年試験の3か年平均実績を用いて推計したが、試験料が増えることの影響を加味した場合には、更に受験者数が減少することが見込まれる。

	年1回		年2回	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
初年	51,000	9,000	90,000	17,000
2年目	52,000	9,000	68,000	12,000
3年目	52,000	9,000	59,000	10,000

現行  
12,700円  
↓  
20,400円

	年1回		年2回	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
4年目	53,000	9,000	55,000	10,000
5年目	53,000	9,000	53,000	9,000
6年目	53,000	9,000	53,000	9,000

現行  
12,700円  
↓  
26,000円

### ○試算の前提と留意点

#### ① 1回目の実施時期は、現行試験の実施時期(8月に筆記試験)とする

- ・ 現行試験では、筆記試験を8月、実技試験を10月に実施。12月上旬に合格通知が届き、12～2月に保育士登録を行うことで、4月からのスムーズな就業につなげている。
- ・ 現行の8月試験は、大学等が夏期休業中であるため、安価に試験会場を確保することが可能。

#### ② 2回目の実施時期は、8月試験不合格者が2回目試験の受験申込みを行える時期にすること、試験会場を比較的安価に確保できることに配慮し、2月とする

- ・ 2月は大学が春季休業中であり、他の月よりも会場が確保しやすいものの、大学の入試等もあることから、8月よりも大学以外の試験会場が相当数増え、試験料増に影響する。(8月は67会場のうち53会場が大学)

#### ③ 年2回実施による試験機関の実施体制の確保

- ・ 人員確保やセキュリティに配慮した執務スペースの確保が必要  
(人員確保は試算で見込んでいるが、執務スペースの確保・拡大については試算では見込んでいない)
- ・ 筆記試験の問題作成や実技試験の試験官の人材確保が必要

## 2-③ 対応案：保育士登録の迅速化

### 登録事務の迅速化

現行：保育士登録には、申請から約1～2ヶ月要する

対応：登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。  
(保育士登録実施機関(登録事務処理センター)における登録までの執務期間を3日、都道府県の執務期間を4日短縮※)

※ 登録の責任主体である都道府県の意向を調査。約6割の都道府県が4日短縮可能と回答。

※ ただし、毎年3月は、保育士養成施設の卒業生に係る保育士登録業務があり、他の月とは業務量が相当に異なる(毎月約2千件の登録があるが、3月については約4万件の審査が必要)ため、3月分については、都道府県からの意見も踏まえ、都道府県における執務期間は短縮せず、通常どおりの対応とする。

(保育士試験合格者は1月・2月登録が主。3月分は4月就職を見越しての登録であることを踏まえれば、登録に他の月よりも若干日数を要しても問題ない。)

### 登録手続中でも運営費等を支弁

現行：保育所運営費等の支弁対象は、保育士登録された者

対応：保育所運営費等における加算に対応するために必要となる保育士の確保を支援するため、  
保育所運営費における

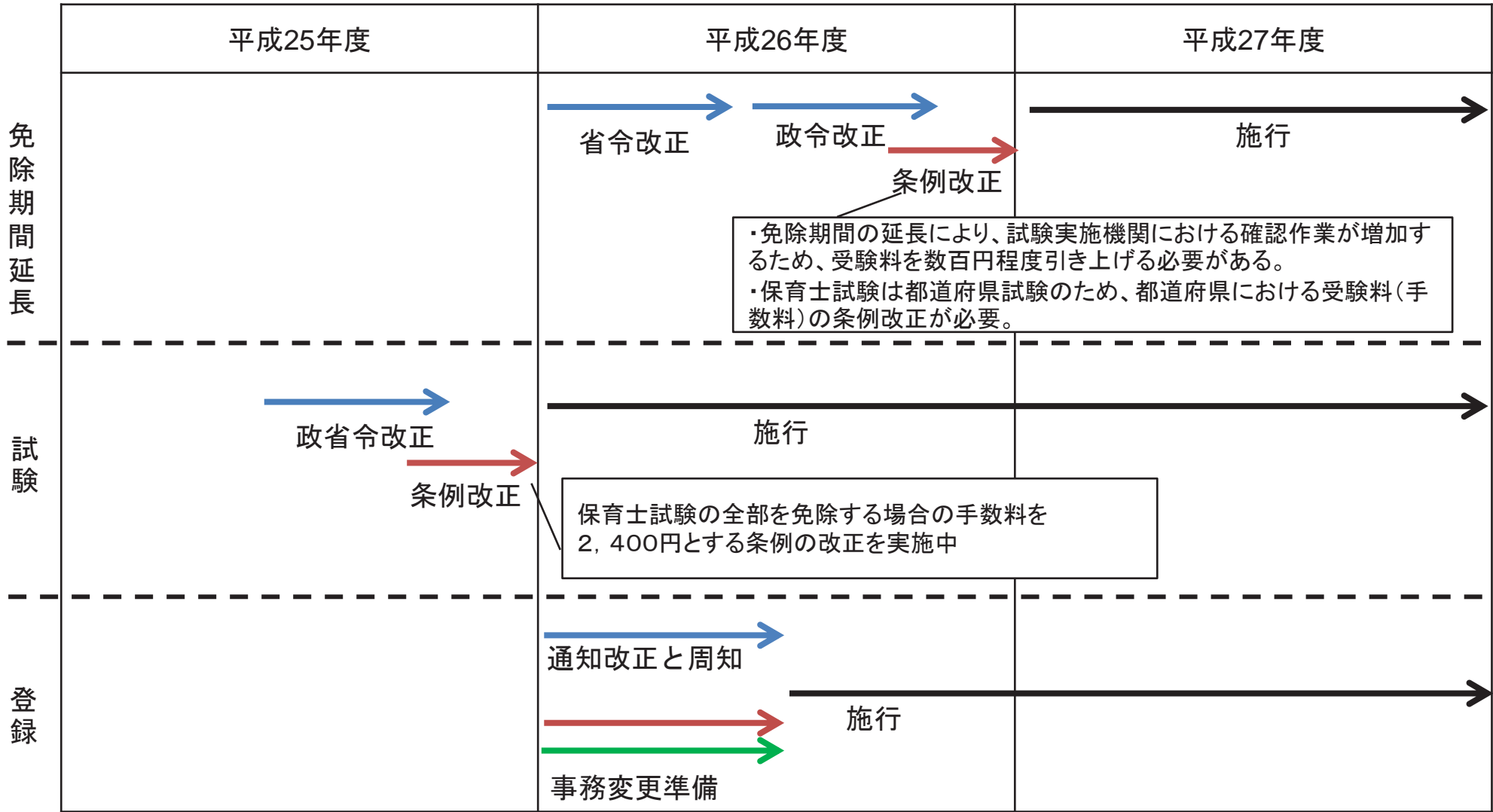
- ・「休けい保育士」
- ・「主任保育士の専任加算における代替保育士分」と、  
補助事業として実施している
- ・「延長保育における加配分の保育士」

については、保育士登録手続中の者であっても保育士と同等に取り扱い、保育所運営費等を支弁することができるようにする。

※配置基準における保育士は、児童福祉法に基づき登録された保育士である必要があるため、この部分について柔軟な取り扱いをすることは困難。

### 3 実施手順

厚生労働省において、速やかに政省令等の整備を行う



→ 厚労省における対応    
 → 自治体における対応    
 → 保育士登録事務処理センターにおける対応